

## 実施方針書に関する質問、提案及び意見に対する回答書

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	1	(ページ)		平成 29 年 9 月 20 日付けの「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業 入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）」No. 28 において、「将来的に整備する 3 つの中間処理施設の動線や管理棟が効果的・効率的になる計画を本事業の工事範囲（汚泥再生処理センター内）で提案することは可能と判断してよろしいでしょうか」という質問に対し、「不可とします」と回答されていることから、本事業においても同様と考え、将来的に整備される 3 つの中間処理施設の動線や管理棟が効果的・効率的になる計画を本事業の工事範囲で提案することは不可との理解でよろしいでしょうか。	示されている本施設の工事範囲内について提案してください。
		(項目番号)			
		(項目名)			
質問	2	(ページ)		本事業においても、これまで貴組合で執行された総合評価方式制限付き一般競争入札【有機性リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業】【沼平第 3 最終処分場建設工事】同様、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定され、調査基準価格を下回った入札を行った者は、開札後に、組合の行う意見聴取に協力、また、失格基準価格を設定しているので、この価格を下回った入札を行った者は失格となる、との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)			
		(項目名)			

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	3	(ページ)	1	『構成企業の責任において請負又は受託した当該業務の一部を請負又は委託する「下請企業」は該当しない』とありますが、下請企業全てが協力企業には該当しないという理解でよろしいでしょうか。 また、協力企業は構成企業の一部下請けは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	15		
		(項目名)	用語定義 協力企業		
質問	4	(ページ)	5	「②本組合が所有するプラント設備等から排出される場内搬入物」とありますが、要求水準書【設計・建設工事編】(案)6ページ1.1(1)のごみの概要には記載がありませんでした。想定されている場内搬入物を具体的にご教示いただけますでしょうか。 また、要求水準書【設計・建設工事編】(案)に記載のあるごみ質、組成、搬入搬出車両には上述の場内搬入物が反映されていると考えてよろしいでしょうか。	ごみ破碎施設から排出される可燃物、し尿処理施設から排出される助燃剤を想定しています。また、ごみ質等については、お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第1章1(7)		
		(項目名)	本施設の概要 処理対象物		
質問	5	(ページ)	5	「処理対象物 ①構成市町村内から排出される燃やせるごみ」について下記の事項を確認させて下さい。 ①「会津若松市 家庭ごみ分別辞典(ごみQ&A・五十音別)」より、本事業においてもソファ(板ばね・スプリングの有無関わらず)はごみ破碎施設へ搬入されるという理解でよろしいでしょうか。 ②同様にマットレスに関して、板ばね・スプリング入りマットレスはごみ破碎施設への搬入、板ばね・スプリングが入っていないマットレスで指定の寸法(長さ60センチメートル以内)まで畳まれた状態であれば「燃やせるごみ」としてごみ焼却施設へ搬入されるという理解でよろしいでしょうか(ごみ焼却施設側でのソファ、マットレスの板ばね・スプリングの取り外し作業は発生しないという理解でよろしいでしょうか。)	本組合では、板ばね・スプリングを取り除いたソファ、マットレスしか受入をしておりません。なお、板ばね・スプリングを取り除いたソファ、マットレスは基本的に燃やせるごみで構成されていますので、ごみ焼却施設へ搬入されます。
		(項目番号)	第1章1.(7)		
		(項目名)			

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	6	(ページ)	5	【附帯施設、外溝施設等】に①防災設備とあります。要求水準書(案)に該当項目の記載がないため、防災設備とは事業者提案によるものと考えておりますが、具体的に想定される設備があればご提示いただけないでしょうか。	本組合が要求する水準に適合したうえで、提案してください。
		(項目番号)	第1章1.(7)		
		(項目名)	本施設の概要 その他の施設構成		
質問	7	(ページ)	6	SPCの設立は、20ページ7.(2)SPCの設立等に記載のとおり、基本協定締結後(令和3年5月予定)から仮契約の締結(令和3年6月予定)までの期間に実施いたしますが、設立に必要な期間の確保につきましてご配慮いただきますよう、お願いします。	事業者と協議のうえ、配慮します。
		(項目番号)	第1章1.(11)		
		(項目名)	事業スケジュール (予定)		
質問	8	(ページ)	7	監理業務は本事業に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の監理業務が何を指すか不明なため回答を差し控えます。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	9	(ページ)	7	① II本施設の設計・建設ケ.「環境モニタリング」が業務範囲内となっております。見積精度向上のため予定されている内容について具体的な条件をご教示いただけますでしょうか。	関係法令及び本組合が要求する水準に適合しているか等が確認できる範囲を想定しております。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	10	(ページ)	7	「環境センター職員等の駐車場（100 台以上）を確保する」とありますが、敷地は第 2 施設跡地を利用するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、駐車場の完成、運用開始は新ごみ焼却施設と同様の時期でよろしいでしょうか。	敷地については、提案してください。なお、工事期間中についても環境センター職員等の駐車場を確保してください。
		(項目番号)	第 1 章 1. (13) ① II		
		(項目名)	本施設の設計・建設ア.		
質問	11	(ページ)	7	「環境センター職員等の駐車場(100 台以上)を確保する。」とありますが、既設し尿解体後に駐車場を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第 1 章 1(13)① II		
		(項目名)	本施設の設計・建設		
質問	12	(ページ)	7	「ア. 現在稼働中の環境センターし尿処理施設…、環境センター職員等の駐車場（100 台以上）を確保する。」について下記の事項をご教示願います。 (要求水準書（案）【設計・建設工事編】120 ページ 第 9 章 第 3 節 2. 3) についても同様) ①「環境センター職員等」とありますが、事業者職員（運転員等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。（建設予定地内に事業者職員用駐車場全数の確保は困難と想定しており、事業者職員にも当該駐車場の使用をお認め頂きたいと存じます。） ②①に関して、事業者職員用駐車場として使用可能な場合、無償で貸与頂けると理解してよろしいでしょうか。	事業者職員は含まれておりません。環境センター職員等の駐車場（100 台以上）を確保したうえで、使用を認めますが、詳細については本組合と協議により定めます。
		(項目番号)	第 1 章 1. (13) ① II		
		(項目名)	本施設の設計・建設ア.		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	13	(ページ)	8	① Ⅲ本施設の運営 ア. 「処理対象物の受入及び搬入搬出量等の計量業務」とありますが、料金徴収も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	14	(ページ)	8	① Ⅲ本施設の運営 オ. 「本施設の環境管理（供用開始後の環境調査を含む。）」とあります。見積精度向上のため予定されている“環境調査”の内容について具体的な条件をご教示いただけますでしょうか。	【質問9】を参照してください。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	15	(ページ)	8	① Ⅲ本施設の運営 カ. 「環境影響評価等関連の対応業務(事後調査含む。)」とありますが、要求水準書(案)運営業務編には同内容の記載がありませんでした。どのような内容をご検討されているかご教示いただけますでしょうか。	当組合のホームページで環境影響評価書を公表しましたので、参照してください。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	16	(ページ)	8	「カ. 環境影響評価等関連の対応業務（事後調査を含む。）」が事業者の業務範囲となっておりますが、他方「実施方針書24ページ第4章4環境影響評価」には「本事業については、…事後調査に協力する。」とあり、内容の相違があるようにお見受けします。どちらを正と解釈すればよろしいでしょうか。	実施方針書24ページ第4章4環境影響評価「本事業については、…事後調査に協力する。」を正とします。
		(項目番号)	第1章1.(13)①Ⅲ		
		(項目名)	本施設の運営 カ.		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	17	(ページ)	8	① Ⅲ本施設の運営 キ.「見学者への対応(見学申込みの受け付けも含む。)」とありますが、行政視察等の見学申込みの受け付けについては組合様にてご対応という理解でよろしいでしょうか。	行政視察等の対応は本組合が行うこととします。ただし、施設に関する説明及び質問については、事業者の所掌とします。
		(項目番号)	第1章1(13)		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	18	(ページ)	8	「場内の除雪、搬出」とありますが、搬出先をご教示願います。	本組合が要求する水準に適合したうえで、提案してください。
		(項目番号)	第1章1(13)①Ⅲケ.		
		(項目名)	本施設の運営		
質問	19	(ページ)	9	① 「本施設の設計・建設工事に係る対価」とありますが、本施設の整備に係る対価は出来高に応じてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、前払金、中間出来高金についてもお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第1章1(14)		
		(項目名)	事業者の収入に関する事項(本組合からの支払分)		
質問	20	(ページ)	9	「なお、運営事業者は変動費の確認を年1回行い、必要に応じて改定協議を行うことができるものとする。」とありますが、物価変動等の経済状況に応じて運営に係る委託料(固定費・変動費の両方)について、年1回改定協議を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第1章1(14)②		
		(項目名)	本施設の運営業務に係わる対価		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	21	(ページ)	10	本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）をお示しいただいておりますが、希望者（民間事業者）に対する現地見学の開催を予定していただくことは可能でしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章2		
		(項目名)	民間事業者の募集及び選定の手順(予定)		
質問	22	(ページ)	11	「本組合は、実施方針等に関する質問、提案及び意見を踏まえ、実施方針等の内容を見直し変更を行うことがある。」とありますが、今回の質問に対していただいた回答は、それらの変更後も有効（入札説明書等で公表された内容の変更の無い部分に対して、同じ質問を改めてする必要はない）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章3(3)		
		(項目名)	実施方針等の変更		
質問	23	(ページ)	13	①応募者は、本事業と実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成する企業グループとする、となっておりますが複数の企業で構成する企業グループの場合、この企業グループは乙型JVと考えて宜しいでしょうか。	特定建設企業体の結成は自主結成となっておりますので、JV方式及び出資割合について制限を設けておりません。
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	24	(ページ)	13	「②応募者は、・・・運営事業者（SPC）に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする」とありますが、建築物等の建設等を行う者は、当該企業が1者の場合、複数の場合のいずれも協力企業としての参加は可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	25	(ページ)	13	応募者の企業グループの構成は、構成企業1社と複数の協力企業で構成することも可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5.(1)②		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	26	(ページ)	13	②応募者は、本事業を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社(SPC)に出資する企業(構成企業)及び運営事業者(SPC)に出資しない企業(協力企業)から構成されるものとする、とされていますが、添付資料4事業スキーム(案)では運営事業者(SPC)に出資しない企業(協力企業)は何処に該当するのでしょうかご教示下さい。	添付資料4事業スキーム(案)では、1例を示しており、運営事業者(SPC)に出資しない企業(協力企業)の場合は、落札者に該当します。
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	27	(ページ)	13	「③なお、代表企業は運営事業者(SPC)の唯一最大の出資者となることを予定するものとする。」とありますが、その他出資者の出資比率は任意で設定してもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5.(1)③		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	28	(ページ)	13	「⑥企業グループは、参加表明書及び～業務等の分担に関する協定を締結していることとする。」とありますが、協定の締結および提出時期は実施方針書17ページ(5)③の記載の通り落札者決定後という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5.(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	29	(ページ)	13	<p>「⑥なお、本工事の分担に関する協定では、～努めなければならない。」との記載について、可能な限り管内企業に対する配慮をさせていただきたく考えますが、あくまで努力目標としての建設工事請負代金の100分の20以上という理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5.(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	30	(ページ)	13	<p>「なお、本工事の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の100分の20以上になるように努めなければならない。」とありますが、100分の20以上の積算対象となる管内業者については、管内の下請企業が分担する業務を含めるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	代表企業、構成企業及び協力企業のうち、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の100分の20以上になるように努めてください。
		(項目番号)	第2章5(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	31	(ページ)	13	<p>管内業者が分担する業務等とは、甲型JVの出資比率による請負金額を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	32	(ページ)	13	<p>⑥管内業者（準管内業者）が分担(参加)する業務について、各業務に参加する参加資格要件(総合評定値等)についてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。</p>
		(項目番号)	第2章5(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	33	(ページ)	13	⑦「本組合がやむを得ない事情と認めた場合」とありますが、やむを得ない事由はP 17※1の例と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	34	(ページ)	15	「その他の者は下記の(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」について、管内業者の受注機会を促すため。 又、受注機会の拡充するため、「その他の者」の満たす要件を(イ)、(オ)に変更することは可能でしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(2)②ア		
		(項目名)	応募者の参加資格要件		
質問	35	(ページ)	15	「設計企業については、」とありますが、「設計・建設企業については、」との理解でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(2)②ア.		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
質問	36	(ページ)	15	②ア. 「設計企業については、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこととする。」とありますが、設計・建設企業の誤記と考えてよろしいでしょうか。	【質問35】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	37	(ページ)	15	「設計企業については、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこととする。また、複数企業の場合は、最低1社は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」とありますが、地元業者(建築一式工事、電気工事及び管工事)の受注機会を確保及び拡大するため、その他の者は～からの文章を「その他の者は下記の(イ)、(オ)の要件を満たすこととする。」と変更するようにお願いします。	【質問34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)②ア		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
質問	38	(ページ)	15	当項目の要件については、平成14年11月15日に改正された「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針」(環廃対第724号)に基づいて地方公共団体が公告・発注し、かつ、㊦から㊧の要件をすべて満たす新設の一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有することとの理解でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(2)②ア.(ウ)		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
質問	39	(ページ)	15	① ア.(ウ)「ダイオキシン類の排出規制が強化された平成14年度以降において、以下に示す要件をすべて満たす地方公共団体が発注した新設の一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有すること。」とありますが、平成14年度以降に発注されて契約した前述の実績を満たしていること。との理解でよろしいでしょうか。	【質問38】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	40	(ページ)	15	② (ウ) 「ダイオキシン類の排出規制が強化された平成 14 年度以降において、以下に示す要件をすべて満たす地方公共団体が発注した新設の一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有すること。」とありますが、平成 13 年度以前に地方公共団体が発注した新設の一般廃棄物処理施設については、実績として含まれないという理解でよろしいでしょうか。	【質問 38】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5. (2) ②		
		(項目名)	応募者の参加資格要件等 (ウ)		
質問	41	(ページ)	15	②設計・建設及び運営における参加要件、イ. 建築物等の設計を行う者において設計企業はそれぞれ (ア) 及び (イ) の要件を満たす複数企業にて共同企業体として取り組むことも可能と考えて宜しいでしょうか。また、その共同企業体は甲型 JV として考えて宜しいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。また、特定建設企業体については【質問 23】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2)		
		(項目名)	応募者の参加資格要件等		
質問	42	(ページ)	15	② ア. (エ) 「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」とありますが、監理技術者と現場代理人は兼任することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		
質問	43	(ページ)	15	② イ. 建築物等の設計を行う者の参加資格要件として建設事業者が建設 JV の場合、事業スキーム (案) では「建築物の結成を行う者」も建設 JV の構成員と読み取れますが、「建築物等の設計を行う者」が建設業許可を取得していない設計事務所の場合でも、建設 JV の構成員になることはできるとの理解でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	44	(ページ)	15	② ウ. (エ) 「建設業法における工事業に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。」とありますが、監理技術者と現場代理人は兼任することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章5(2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		
質問	45	(ページ)	13～16	5-(1)応募者の構成等には、企業グループは設計を行う企業(「設計企業」、建設を行う企業(「建設企業」、運營業務の委託を受けることを予定する企業(「運営企業」)により構成されることを基本とする。とありますが、5-(2)応募者の参加資格要件等の②ア～エの構成と同一になりません。ア、プラント設備の設計・建設を行う企業 イ・ウ、建築物等の設計・建設を行う企業、エ、運営を行う企業 と考えてよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		
質問	46	(ページ)	13、15、17	5-(1)⑥には企業グループは代表企業その他の構成企業及び協力企業が携わる業務を明らかにする。とありますが、企業グループの中の各業務(プラント設備の設計・建設、建築部等の設計、建築物等の建設)が複数の企業で共同企業体を結成する場合、各業務は甲型JVとして結成するものと考えてよろしいでしょうか。又その場合の最小出資割合はどのようにお考えでしょうか。	【質問23】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(1)、(2)、(5)		
		(項目名)	応募者の構成等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	47	(ページ)	16	<p>「本工事に携わる者が複数の場合は、最低1社は下記の要件をすべて満たし、その他の者は下記(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」とありますが、前質問1と同じで地元業者(建築一式工事、電気工事及び管工事)の受注機会を確保及び拡大するため、その他の者は～からの文章を「その他の者は下記の(イ)およびP15の(オ)の要件を満たすこととする。」と変更するようにお願いします。</p>	<p>【質問34】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②ウ		
		(項目名)	建築物等の建設を行う者の参加資格要件		
質問	48	(ページ)	16	<p>① エ. (ア) ㊦「運転管理実績：3年以上の運転管理実績」とありますが、地方公共団体が発注した運営事業特別目的会社(SPC)から業務を委託されているものも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)		
		(項目名)	応募者の参加資格条件等		
質問	49	(ページ)	16	<p>「(イ)に示す技術者とはどのような人材を想定されていますでしょうか。具体的にご教示をお願い致します。</p>	<p>施設の運転作業について、指定する経験を有する技術者(運転作業員)を指しています。また、交代勤務が想定されることから、各班に1名程度の技術者(運転作業員)を想定しています。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②エ		
		(項目名)	運営を行う者の参加資格要件		
質問	50	(ページ)	16	<p>運営を行う者が複数の場合は、(ア)～(カ)に示す要件については、最低1社が全ての要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②エ.		
		(項目名)	運営を行う者の参加資格要件		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	51	(ページ)	16	ウ.建築物等の建設を行う者の参加資格要件、(エ)建設業法における建築工事業に係わる監理技術者について、 国土交通省で「監理技術者等の専任期間」で定めている、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、工事現場への専任を要しない期間とされています。設計期間については監理技術者を配置しなくても良いと考えて宜しいでしょうか。また事前に複数の配置予定技術者の候補者を申請することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 また、事前に複数の配置予定技術者の候補者を申請することは可能です。
		(項目番号)	第2章5(2)		
		(項目名)	応募者の参加資格要件等		
質問	52	(ページ)	16	「一般廃棄物を対象とした処理施設(上記(ア)の実績と同等以上の施設)での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上選任で配置できること。」とありますが、ここに記載されている「技術者」とはどのような人員を指しているのでしょうか。	【質問49】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5.(2)②		
		(項目名)	エ.運営を行う者の参加資格要件(イ)		
質問	53	(ページ)	16	建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書の総合評定値が1,700点以上であることとありますが管内業者、準管内業者の受注機会を拡充するため、現整備中の有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)整備・運営事業実施方針同様に、建築工事、電気工事、管工事の総合評定値の設定に変更することは可能でしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(3)②ウ		
		(項目名)	応募者の参加資格要件		
質問	54	(ページ)	17	①参加資格要件を欠いた場合の処置について、代表企業及びその他の構成企業又は協力企業ともに応募者は失格とありますが、その他の構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠いた場合、構成員の役割分担の変更、構成員の変更等で企業グループ全体の応募資格は喪失しないものと考えてよろしいでしょうか。	やむを得ない事由を除き、失格となります。
		(項目番号)	第2章5(4)		
		(項目名)	応募者の失格及び構成の変更		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	55	(ページ)	17	<p>以下の構成による特定建設工事共同企業体の組成は可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>① p.16 (2) 応募者の参加資格要件等②ウに記載の全ての要件を満たす企業と、管内業者による甲型の特定建設工事共同体を組成すること。</p> <p>② 上記①の共同企業体と p.15 (2) 応募者の参加資格要件等②アの全ての要件を満たす企業が乙型の特定建設工事共同体を組成すること。</p>	【質問 23】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 2 (5)		
		(項目名)	建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業体を設立する場合の要件		
質問	56	(ページ)	17	<p>②「建設工事請負事業者である建設 J V の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の建設 J V の構成員の出資比率は任意とする。」とありますが、建設 J V の形態は甲型 J V をご指定されてますでしょうか。または、J V の形態についての指定は無く、甲型 J V ・乙型 J V の結成については建設工事請負事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。</p>	【質問 23】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 (5)		
		(項目名)	建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業体を設立する場合の要件		
質問	57	(ページ)	20	<p>「いずれの入札参加者も本組合の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を DBO 方式により実施することが適当でないと本組合が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨をホームページにおいて速やかに公表する。」とありますが、具体的にどのようなケースを想定されておりますでしょうか。</p>	いずれの入札参加者の入札価格が、予定価格を上回った場合等を想定しております。
		(項目番号)	第 2 章 6(6)		
		(項目名)	事業者を選定しない場合		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	58	(ページ)	20	<p>予定価格が設定される場合において、予定価格の範囲内で応札した場合は「いずれの入札参加者も本組合の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章6(6)		
		(項目名)	事業者を選定しない場合		
質問	59	(ページ)	20	<p>SPCの出資金の上限および下限はないと考えて宜しいでしょうか。 また、SPCへの構成企業各々の出資金の上限および下限はないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>代表企業は「100分の50を超える」出資を求めています。その他の構成企業の出資は任意としています。</p>
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
質問	60	(ページ)	20	<p>「なお、設立するSPCは本事業以外の運営を兼務することはできない。」とありますが、現在建設中の新し尿処理施設や今後整備予定のリサイクル施設におけるSPCが新ごみ焼却施設の事業を兼務する(人員の融通等を含む)ことは、特定の企業が有利となるため不可という理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章7.(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
質問	61	(ページ)	20	<p>「落札者は運営事業者・・・満たさなければならない。」とありますが、本事業で設立するSPCは本施設運営が目的であるため、本施設内に本店所在地を置いてもよろしいでしょうか。</p>	<p>可と考えておりますが、詳細については本組合と協議により定めます。</p>
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	62	(ページ)	20	<p>「運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。」とありますが、</p> <p>会計監査人の設置については、特別目的会社が会社法の定める大会社には該当しない場合、会計監査人の設置は義務付けられていないため、会計監査人は設置せず、また、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類をご提出するものとして頂けますでしょうか。</p>	<p>会計監査人の設置は記述どおりお願いいたします。詳細については本組合と協議により定めます。</p>
		(項目番号)	第 2 章 7 (2) ②		
		(項目名)	SPC の設立等		
質問	63	(ページ)	23	<p>①「設計・建設段階」の最終行に「なお、事業者は運営マニュアル等を作成し、本組合の承諾を受ける」とありますが、運営マニュアル等は運営事業者が作成するものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
		(項目番号)	第 3 章 4 (3)		
		(項目名)	モニタリングの実施時期及び概要		
質問	64	(ページ)	24	<p>都市計画決定を予定している時期をご教示ください。(建築確認申請時期との関係を確認)</p>	<p>都市計画については、本組合が決定できるものではないため、予定している時期をお示しできません。なお、建築確認申請に間に合うよう関係機関と協議していきます。</p>
		(項目番号)	第 4 章 1 (2)		
		(項目名)	都市計画決定について		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	65	(ページ)	24	土壌汚染対策の結果、対策、処理が必要となった場合の工期延長は認められますかご教示ください。	土壌汚染対策が必要となった場合については、その範囲及び処理量等を踏まえて、本組合と協議により定めます。
		(項目番号)	第4章2(2)		
		(項目名)	土壌汚染対策		
質問	66	(ページ)	24	「事業者は、本組合が事業用地における施設の解体工事等土壌汚染対策を実施した部分を除き実施する。」とありますが、事業用地において土壌汚染があり、組合様にて土壌汚染対策を既に一部実施されており、それ以外に土壌汚染があれば、土壌汚染対策を事業者が実施しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	現時点で汚染土壌は確認されていません。なお、当組合のホームページで環境影響評価書を公表しましたので、参照してください。
		(項目番号)	第4章2(2)		
		(項目名)	土壌汚染対策		
質問	67	(ページ)	24	「事後調査に協力する」とあります。見積精度向上のため予定されている内容の具体的な条件についてご教示いただけますでしょうか。	当組合のホームページで環境影響評価書を公表しましたので、参照してください。
		(項目番号)	第4章4		
		(項目名)	環境影響評価		
質問	68	(ページ)	24	「福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）に基づく環境影響評価を行っている」とありますが、環境影響評価の内容をご提示願います。	当組合のホームページで環境影響評価書を公表しましたので、参照してください。
		(項目番号)	第4章4		
		(項目名)	環境影響評価		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	69	(ページ)	24	<p>「なお、環境影響評価に対応して措置する場合の費用は、事業者の負担とする。」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由による場合と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、環境影響評価を遵守するために必要な費用も含まれます。</p>
		(項目番号)	第4章4		
		(項目名)	環境影響評価		
質問	70	(ページ)		<p>現況平面図では、敷地境界線とエネルギー回収推進施設建設予定地が同等の表現となっておりますが、敷地面積 18,700m<sup>2</sup>・建設可能範囲面積 6,100m<sup>2</sup>との記載から、敷地境界は隣接施設を含む全体敷地であり、本施設の建築物および構内道路が設置できる範囲は図示される赤枠の範囲内との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料②現況平面図		
質問	71	(ページ)		<p>エネルギー回収推進施設建設予定地の赤枠の範囲以外に、北側の有機性廃棄物リサイクル推進施設付近や前処理施設解体跡地、西側の阿賀川河川敷法面までの河川管理区域、南側既設焼却施設付近は、必要な調整・手続きを実施すれば工事仮設にて使用可能な範囲と認識しております。これらの工事仮設にて使用可能な範囲については、ご回答でご提示いただけるもの、もしくは別途ご協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>エネルギー回収推進施設建設予定地の赤枠の範囲以外の本組合の敷地については、本組合と協議のうえ、本組合の運営に支障がない場合に使用可能となります。また、本組合の敷地以外については、必要な調整・手続きを事業者自ら行い、確保してください。</p>
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料②現況平面図		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	72	(ページ)		敷地境界線および建築物、構内道路設置可能範囲を入力した CAD データをご提供願います。	公表している測量図を参照してください。
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料②現況平面図		
質問	73	(ページ)		本資料にご提示の仕上表は標準とありますが、記載内容に「ごみピット壁：岩綿吸音版張り」など、必ずしも必要ではない仕様も含まれているため、本表の仕様の基本的な性能は確保した上で参考とし、仕上げについては事業者提案とすることとさせていただけないでしょうか。	本組合が要求する水準に適合したうえで、提案してください。
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料⑧建築外部・内部標準仕上表		
質問	74	(ページ)	添付資料 3	物価変動について 一定の許容範囲を超えた物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用増加分の負担、および、一定の許容範囲を超えない物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用増加分の負担、について想定されていることがございましたらご教示ください。	現時点では想定しておりません。
		(項目番号)			
		(項目名)	リスク分担表		
質問	75	(ページ)	添付資料 3	不可抗力について 一定の範囲を超えた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計価遅延、中止等、および、一定の範囲を超えない天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計価遅延、中止等、について想定されていることがございましたらご教示ください。	現時点では想定しておりません。
		(項目番号)			
		(項目名)	リスク分担表		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	76	(ページ)	添付資料 3	許認可遅延のリスク負担が事業者になっておりますが、事業者に起因するもの以外は組合様のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	許認可遅延		
質問	77	(ページ)	添付資料 3	一定の許容範囲を超えない物価変動（インフレ・デフレ）に係る費用増加分の負担のリスク負担者は事業者となっておりますが、一定の許容範囲とはどの程度を想定されているのか、入札公告時には具体的な許容範囲が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表しますが、詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	物価変動		
質問	78	(ページ)	添付資料 3	一定の範囲を超えない天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等のリスク負担者は事業者となっておりますが、一定の範囲とはどの程度を想定されているのか、入札公告時には具体的な範囲が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方は、リスク分担表に示したとおりですが、詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	不可抗力		
質問	79	(ページ)	添付資料 3	“想定範囲”とは、要求水準書【設計・建設工事編】(案) 6 ページでご提示された 1) (2) 組成の範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりとしますが、詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	処理対象物の質の変動		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	80	(ページ)	添付資料 3	“許容量”とは、要求水準書【設計・建設工事編】(案) 6 ページで“公称能力”と“年間稼働日数”を掛け合わせた量という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりとしますが、詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	リスク分担表(案)		
		(項目名)	処理対象物の質の変動		
提案	1	(ページ)	15	事業者は本事業において管内業者分担業務等が100分の20以上になるよう幅広く努めて参りますが、本事業に求められる工事特性(性能発注)を鑑み、左記項目の参加資格要件にある建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていることについては、16 頁ウ. 建築物等の建設を行う者の参加資格要件(ア)の条件として頂く旨のご再考をお願いします。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5. (2) ②		
		(項目名)	ア. プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件(オ)		
意見	1	(ページ)		応募者の公平性を担保するため、例えば新設炉の工事期間中において、既設炉の修繕工事と連携をとるような、特定の企業のみが有利となる提案は不可としていただきますようお願いいたします。	既設炉の修繕工事は、指名競争入札又は一般競争入札により発注しており、企業が特定できないと考えております。
		(項目番号)			
		(項目名)			
意見	2	(ページ)	1	「ただし、～「下請企業」は該当しない。」とありますが、管内業者の参加機会を促進し、幅広く活用することを目的とし、「ただし、」以降の文言を設けないで頂きますようお願いいたします。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	15		
		(項目名)	協力企業		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	3	(ページ)	4	<p>「長寿命で事業費は可能な限り費用の圧縮を図り、」との記載について、組合様の基本方針の一つとして事業費の縮減について理解いたしました。本事業の入札方式は総合評価方式であり、建設工事・運營業務におけるすべての項目(仕様)において要求水準を上回る提案を事業者に求めた場合、事業費増大に繋がることが懸念されます。従いまして、要求水準書等において、民間事業者の創意工夫を求める項目(仕様)と要求水準書以上の提案を求めない項目(仕様)とを明確化していただき、落札者決定基準(非価格評価項目)につきましても、要求水準書以上の提案を求めない項目(仕様)は評価対象外として頂きますようお願いいたします。</p>	<p>本組合が要求する水準に適合したうえで、提案してください。</p>
		(項目番号)	第1章1(6)②		
		(項目名)	新ごみ焼却施設整備の基本方針		
意見	4	(ページ)	5	<p>処理対象物について、運営事業者にてソファ、マットレスの解体作業を想定されている場合は、作業に係る人員増による事業費増となると思料します。つきましては、事業費削減による貴組合財政負担軽減の観点より、現状通り貴組合又はごみ破碎施設での対応をご検討頂きますようお願いいたします。</p>	<p>【質問5】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第1章1.(7)		
		(項目名)	本施設の概要 処理対象物		
意見	5	(ページ)	8	<p>「キ.見学者への対応(見学申込みの受け付けも含む。)」とありますが、行政視察等の対応は貴組合が行うと理解してよろしいでしょうか。その場合、事業者の業務範囲である見学者の対応について、見学日が行政視察等と重複し、支障をきたすことを懸念しております。つきましては、見学者への対応(受付・調整)については貴組合の業務範囲として頂けませんでしょうか。(事業者としても説明等の支援はさせて頂きたいと存じます。)</p>	<p>【質問17】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第1章1.(13)①Ⅲ		
		(項目名)	本施設の運営 キ.		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	6	(ページ)	9	<p>「委託料は固定費及び変動費（ごみ量に応じて変動。）で構成されるものとする」とありますがごみ質変動についても考慮いただけませんか。</p> <p>ごみ量だけでなく、ごみ質変動に伴い、薬剤等の使用量も変動します。</p>	<p>妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。</p>
		(項目番号)	第1章1(14)②		
		(項目名)	本施設の運営業務に係る対価		
意見	7	(ページ)	13	<p>⑥「なお、本工事の分担に関する協定では、～努めなければならない。」との記載について、20%は努力いたしますが、地元貢献として地元企業への下請発注も考えております。つきましては、今後その点についても評価の対象としていただけるようご検討をお願いいたします。</p> <p>(例)JVでの応募の場合          地元外企業と地元企業から構成される甲型JVから地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額(以下の算定式による)を加算対象とする。          「地元企業」の地域貢献金額＝「地元企業」への発注額×{100%－(「構成企業(地元企業)」の出資比率)}</p>	<p>妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。</p>
		(項目番号)	第2章5.(1)⑥		
		(項目名)	応募者の構成等		
意見	8	(ページ)	13	<p>「⑥企業グループは、参加表明書及び参加資格審査書類の提出時に、・・・代表企業と設計企業及び建設企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していることとする。」とありますが、協定書に記載すべき内容、書式について想定されている内容がございましたらご提示願います。</p>	<p>現時点では想定しておりません。</p>
		(項目番号)	第2章5(1)		
		(項目名)	応募者の構成等		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	9	(ページ)	15、16	<p>「プラント設備の建設」「建築物等の建設」において管内業者の受注機会を増やす為管内業者及び循環内業者と管外業者の総合評価値を区別して頂きたいと考えます。また、電気工事及び管工事の参加資格要件に、経営事項審査総合評定値の点数要件を追加し、あわせて会津若松地方広域市町村圏整備組合管内に本社がある企業が参加しやすくなるようにしていただきたいと考えます。</p>	<p>【質問 53】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②ア・ウ		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件 建築物等の施設を行う者の参加資格要件		
意見	10	(ページ)	15	<p>「その他の者は下記の(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」とありますが、管内業者の参加機会を促進する観点において“その他の者”に管内業者を含めることを考慮すると、その他の者が満たす要件については、「(イ)、(オ)」として頂きますようお願いいたします。</p>	<p>【質問 34】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②ア.		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
意見	11	(ページ)	15	<p>「複数企業の場合は、最低1社は下記の要件をすべて満たし、その他の者は、下記の(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」とありますが、「その他の者」に管内企業の参加が想定されます。しかしながら、管内企業で(ア)の要件はクリアできません。管内企業の受注機会確保の為、「その他の者」の要件を(イ)、(オ)としていただきたい。</p>	<p>【質問 34】を参照してください。</p>
		(項目番号)	第2章5(2)②ア		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	12	(ページ)	15	「その他の者は下記の（ア）、（イ）の要件を満たすこととする。」について、管内業者の受注機会を拡大させるため、“その他の者”が満たす要件を（イ）、（オ）としてください。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2) ② ア		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
意見	13	(ページ)	15	「複数企業の場合は、最低 1 社は下記の要件をすべて満たし、その他の者は、下記の（ア）、（イ）の要件を満たすこととする。」とありますが、「その他の者」に管内企業の参加が想定されます。しかしながら、管内企業で（ア）の要件はクリアできません。管内企業の受注機会確保の為、「その他の者」の要件を（イ）、（オ）としていただきたい。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2) ② ア		
		(項目名)	プラント設備の設計・建設を行う者の参加資格要件		
意見	14	(ページ)	15	「ア. プラント設備の設計・建設」の要件で、「複数企業のその他の者は（ア）、（イ）の要件を満たすこと。」とありますが管内業者において清掃施設工事の特定建設業許可者は少数と思われます。以前のし尿処理施設のように各々担当する工事の特定建設業を受けていること。と緩和していただきたいと思います。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章 5 (2) -②		
		(項目名)	参加資格要件		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	15	(ページ)	15	第3章『5 地元雇用及び地元企業の活用』には「本組合は地元雇用及び地元企業の活用を重視しており～」と記載があります。についてはプラント設備の入札参加資格要件については、福島県の総合評価入札の様に、会津若松地方広域市町村圏整備組合管内に本社がある企業の受注機会を増やすために「その他の者」の参加要件を(ア)・(イ)ではなく、(イ)・(オ)としていただきたいと思います。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)② ア		
		(項目名)	プラント設備の設計・建築を行う者の参加資格要件		
意見	16	(ページ)	16	上述2と同様、建築物等の建設を行う者の参加資格要件についても、会津若松地方広域市町村圏整備組合管内に本社がある企業の受注機会を増やすために「その他の者」の参加要件を(イ)および「建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること」としていただきたいと思います。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)② ウ		
		(項目名)	建築物等の施設を行う者の参加資格要件		
意見	17	(ページ)	16	「その他の者は下記の(ア)、(イ)の要件を満たすこととする。」について、管内企業の受注確保の為に「その他の者」が満たす要件を(イ)および15ページ第2章5(2)②ア(オ)「建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること」としていただきたいと思います。	【質問 34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)②ウ		
		(項目名)	建築物等の施設を行う者の参加資格要件		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	18	(ページ)	16	「その他の者は下記の（ア）、（イ）の要件を満たすこととする。」について、管内業者の受注機会を拡大させるため、“その他の者”が満たす要件を（イ）および15（ページ）第2章5（2）②ア（オ）「建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること」としてください。	【質問34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5（2）②ウ		
		(項目名)	建築物等の施設を行う者の参加資格要件		
意見	19	(ページ)	16	「その他の者は下記の（ア）、（イ）の要件を満たすこととする。」について、管内業者を幅広く活用する観点において、（ア）の要件は、管内業者の参加機会を阻害する要因になります。つきましては、（ア）の要件は、建築物等の建設を行う者の最低1社が満たす要件のみとして頂きますようお願いいたします。	【質問34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5（2）②ウ.		
		(項目名)	建築物等の建設を行う者の参加資格要件		
意見	20	(ページ)	16	「その他の者は下記の（ア）、（イ）の要件を満たすこととする。」について、管内企業の受注確保の為 「その他の者」が満たす要件を（イ）および15ページ第2章5（2）②ア（オ）「建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること」としていただきたい。	【質問34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5（2）②ウ		
		(項目名)	建築物等の建設を行う者の参加要件		
意見	21	(ページ)	16	「建築一式工事に係る総合評定値が1,700点以上あること。」とありますが、管内企業の受注確保の為、契約済の有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業と同様に、管内企業及び準管内企業と管外企業の建築一式工事に係る総合評価値を区別して設定いただきたい。電気工事及び管工事についても同様に設定いただきたい。	【質問53】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5（2）②ウ（ウ）		
		(項目名)	経営事項審査総合評定通知書		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	22	(ページ)	16	「総合評定値が1,700点以上あること。」とありますが、管内業者の受注機会を拡大させるため、現在工事中の有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)整備・運営事業建設工事と同様に、管内業者及び準管内業者と管外業者の総合評定値を区別して設定していただくようお願いします。また電気工事及び管工事についても同様の措置をしていただくようお願いします。	【質問53】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)②ウ(ウ)		
		(項目名)	経営事項審査総合評定通知書		
意見	23	(ページ)	16	「建築一式工事に係る総合評定値が1,700点以上あること。」とありますが、管内企業の受注確保の為、契約済の有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)整備・運営事業と同様に、管内企業及び準管内企業と管外企業の建築一式工事に係る総合評価値を区別して設定いただきたい。電気工事及び管工事についても同様に設定いただきたい。	【質問53】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)②ウ(ウ)		
		(項目名)	経営事項審査総合評定通知書		
意見	24	(ページ)	16	ウ.建築物等の建設を行うもの」の要件で、「複数企業のその他の者は(ア)、(イ)の要件を満たすこと。」とありますが、管工事業主体の業者ですので「建築一式工事」の特定建設業と限定せず、上記の項目のように緩和していただきたいと思います。	【質問34】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)－②		
		(項目名)	参加資格要件		
意見	25	(ページ)	16	上記項目に続きますが、経営事項審査総合評定値ですが、建築工事・電気工事・管工事について、以前のし尿処理施設と同様に管内業者と管外業者を区別して設定していただき、管内業者が参加できるよう配慮をお願いしたいと思います。	【質問53】を参照してください。
		(項目番号)	第2章5(2)－②		
		(項目名)	参加資格要件		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	26	(ページ)	16	「廃棄物処理施設技術管理者の立場として、一般廃棄物を対象とした…現場総括責任者を経験した技術者を…配置できること。」とありますが、本要件に該当する技術者が限定的であることより、「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者（副責任者等）」として頂きますようお願い致します。	本組合が要求する水準に適合してください。
		(項目番号)	第2章5.(2)②		
		(項目名)	エ. 運営を行う者の参加資格要件 (ウ)		
意見	27	(ページ)	20	「落札者は運営事業者である SPC を事業契約の…株式会社として設立し、構成市町村内に本店を置き、…」とありますが、貴組合の財政負担軽減の観点より、運営事業者の本店所在地を本施設内に置くことをお認め頂けませんでしょうか（運営事業者の本店を運営開始時より、本施設内に登記可能として頂くことで、事業費削減による貴組合の財政負担の軽減に繋がると考えます。）。	【質問 61】を参照してください。
		(項目番号)	第2章7.(2)		
		(項目名)	SPC の設立等		
意見	28	(ページ)	添付資料 3	「一定の許容範囲」について入札公告時に具体的な数値を記載して頂きますようお願いいたします。	【質問 77】を参照してください。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	物価変動		
意見	29	(ページ)	添付資料 3	「一定の許容範囲」について入札公告時に具体的な数値を記載して頂きますようお願いいたします。	【質問 78】を参照してください。
		(項目番号)	リスク分担表 (案)		
		(項目名)	不可抗力		